

令和 2 年第 3 回神奈川県議会定例会議案  
(予 算)



目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 90 号議案	令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算 (第 6 号)	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 継続費変更	5
	第 3 表 債務負担行為追加	6
	第 4 表 地方債変更	7



## 令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度神奈川県一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,847 億 8,783 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 兆 3,073 億 1,234 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費変更」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債変更」による。

令和 2 年 9 月 7 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		330,558,870 <sup>千円</sup>	183,991,638 <sup>千円</sup>	514,550,508 <sup>千円</sup>
	1 国庫負担金	53,003,395	359,504	53,362,899
	2 国庫補助金	271,018,541	183,632,134	454,650,675
11 繰入金		57,986,575	173,292	58,159,867
	2 基金繰入金	56,944,198	173,292	57,117,490
12 繰越金		10,947	744,085	755,032
	1 繰越金	10,947	744,085	755,032
13 諸収入		28,509,456	△11,185	28,498,271
	12 雑収入	2,606,206	△11,185	2,595,021
14 県債		183,609,000	△110,000	183,499,000
	1 県債	183,609,000	△110,000	183,499,000
歳入合計		2,122,524,511	184,787,830	2,307,312,341

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		359,812,643 <sup>千円</sup>	517,876 <sup>千円</sup>	360,330,519 <sup>千円</sup>
	1 政 策 費	9,909,201	101,275	10,010,476
	6 総 務 管 理 費	38,539,197	137,685	38,676,882
	9 国 際 文 化 観 光 費	7,287,777	179,319	7,467,096
	10 ス ポ ー ツ 費	4,332,673	99,597	4,432,270
3 環 境 費		10,878,092	1,731	10,879,823
	3 自 然 保 護 費	1,230,454	1,731	1,232,185
4 民 生 費		346,681,048	15,515,880	362,196,928
	1 社 会 福 祉 費	16,451,726	12,872	16,464,598
	2 障 害 福 祉 費	81,208,014	232,268	81,440,282
	3 老 人 福 祉 費	127,218,148	3,857,671	131,075,819
	4 生 活 保 護 費	26,090,615	9,005,311	35,095,926
	5 児 童 福 祉 費	95,712,545	2,407,758	98,120,303
5 衛 生 費		308,006,179	147,996,978	456,003,157
	1 公 衆 衛 生 費	123,344,102	147,453,028	270,797,130
	4 医 薬 費	166,600,987	543,950	167,144,937
6 労 働 費		7,216,453	111,577	7,328,030
	1 労 政 費	4,596,763	73,129	4,669,892
	2 職 業 訓 練 費	2,125,420	38,448	2,163,868
7 農 林 水 産 業 費		15,871,880	65,351	15,937,231
	1 農 業 費	1,421,442	61,990	1,483,432
	4 林 業 費	8,911,908	110	8,912,018
	5 水 産 業 費	2,478,501	3,251	2,481,752

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商 工 費		千円 55,173,729	千円 19,653,933	千円 74,827,662
	1 商 工 総 務 費	31,705,881	14,615,866	46,321,747
	2 工 業 費	7,033,844	530,000	7,563,844
	3 商 工 金 融 費	16,434,004	4,508,067	20,942,071
9 土 木 費		105,765,994	166,959	105,932,953
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,685,436	154	42,685,590
	5 港 湾 費	1,493,652	1,907	1,495,559
	7 都 市 計 画 費	5,914,202	164,898	6,079,100
10 警 察 費		197,442,970	128,677	197,571,647
	1 警 察 管 理 費	188,928,525	75,840	189,004,365
	2 警 察 活 動 費	8,514,445	52,837	8,567,282
11 教 育 費		410,024,128	628,868	410,652,996
	1 教 育 総 務 費	24,573,305	10,192	24,583,497
	4 高 等 学 校 費	131,350,791	643,108	131,993,899
	5 特 別 支 援 学 校 費	42,225,972	△29,500	42,196,472
	6 社 会 教 育 費	2,272,793	5,068	2,277,861
歳 出 合 計		2,122,524,511	184,787,830	2,307,312,341



第2表 継続費変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 教育費	5 特別支援費 学校	小田原養護学校 湯河原・真鶴方面 分教室新築工事費	千円		千円	千円		千円
			元		124,000	元		124,000
			1,173,000	2	1,049,000	1,173,000	2	891,000
			3	-		3	158,000	

第3表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
宮ヶ瀬やまなみセンター等 指 定 管 理 費	令和2年度から 令和7年度まで	千円 808,837
山岳スポーツセンター 施 設 整 備 費	令和2年度から 令和3年度まで	26,400

第 4 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(教育債) 特別支援学校 施設整備費 事業費	千円 1,808,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れ公 的資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 1,698,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れ公 的資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	183,609,000				183,499,000			